

「大正デモクラシー」の崩壊に関する研究序説

辻本 弘 明

はじめに

近代社会は労働と生産、それに分配を基調に自律運動をしているといわれる。そして、その社会には、その自律運動の方向づけをする支配権力が生れる。この支配権力は社会を動かす行動様式として民衆の意思を吸収し、その合意の表現としての政治を実現する本来的誠実義務をもつと云える。

しかし、現実の歴史を顧みるとき、必ずしもそうなっていない。歴史上のこのような阻害要素を排除し、その本来的行動様式を維持しようとする民衆の思想と行動の一つに、「大正デモクラシー」があったと考えられる。

本稿は、「大正デモクラシー」という思想運動と政治行動がどのようなクロスを描いて存在していたかを探ってみたいと考え、政治における民主制の表象とされる「普通選挙運動」をめぐる民衆と政党の行動と思想を構造的に把握することにおいて論を進める。

一、「大正デモクラシー」とは何か。

「大正デモクラシー」とは何かということを先づ概括的に定義して

おわかりに、その研究史をみてゆきたい。

松本三之介氏は『民本主義の歴史的形成』という論文の中で、「大正デモクラシー」と呼ばれるのは、「大正元年十二月の第一次護憲運動に始まり、大正十三年、貴族院を基盤とする清浦特権内閣打倒と普通選挙の断行、貴族院、枢密院の改革などの共同目標の下に結束した憲政会・政友会・革新クラブの『護憲三派』が選挙戦に勝利を収めて、加藤高明を主班とする『護憲三派』内閣を実現し、いわゆる『普選』を成立させるにいたる。この一連の国内政治の民主的改革運動を呼称する」と定義されている。¹⁾

さらに氏は、「悪税廃止運動や各種の値下運動、そして『米騒動』や『普通運動』にみられるように活発な民衆的運動の勃興が政党を中心とする憲政擁護、政党政治の確立の運動と表裏して存在していた」ととらえられる。²⁾

他方、「大正デモクラシー」も歴史的条件をもっていたことを考慮すれば、松尾尊充氏や金原左門氏の次のような見解にも注目しなければならぬ。

「大正デモクラシー」とは、「その主体は政党でも、ひと握りのインテリでもなく、大正期における広汎な人民諸層、つまり、都市労働者・農民・小ブル・中小非特権資本家の下層の人々を主力とした政治

的自由獲得をめざす運動であつて、その目標は、具体的に言論集結社の自由」と、さらに「『普通選挙法』の獲得等によつて、これらの自由を保障できる制度を作り上げる国家機構、即ち、絶対主義的国家機構を議会主義国家機構に変革することにあつた」と云われる。

と云うのは「政党は表面的には、専制勢力と抗争したかに見え乍ら、それはあくまでも政権欲と支配体制の安定化政策をめぐつて争つたのであり、大正デモクラシー運動の先頭に立つて——悪く云えば、これを利用して専制機構の立憲君主制への転化を志向して斗つたのでは決してない」と説かれているからである。

二、「大正デモクラシー」の本質と構造。

このように見てくると、「大正デモクラシー」は、階級的矛盾を軸とする、国家と社会の分裂という状況の中から生み出されてくる思想的、行動的な、社会の自活運動のゆり戻し運動だと考えられる。

従つて、この「大正デモクラシー」と呼ばれているブルジョワ民主主義運動の行動や、思想は社会過程の変容の中で見てゆかねばならぬという説明には納得し易いことで、これらを図式的に整理すると。

- (A)「階級的矛盾を軸とする国家と社会の分裂状況が生じ、それから
- (B)「公害反対斗争、農民騒動、小作争議等の支配体制にインパクトを与える」運動がクローズアップされ、それに
- (C)インテリ層によつて「デモクラシー」と表示出来るような、「思想」形成をつくつて、追いかけてゆき、最後に、
- (D)その運動全体を包んで、社会の中での意味あるものとしてメモリーされるものとして認識させる。

ということになる。この図式を現実に移しかえてみると、日露戦争後（明治三十七・三十八年）から、少くとも第一次護憲運動（大正元年

十二月）にかけて農村問題、都市問題をふまえて台頭する民衆の動向によつて、政治過程が左右されたのだと思われる。

明治三十九年の「電車賃値上げ」をめぐつて、民衆が立上つた運動に対し、原敬は「市民の世論によらざること明らかなり」と云い乍ら、やっぱり民衆の動きを気にしている。

このような第一次護憲運動の時点にかけて、いろいろ制度上の修正や変更をほどこしてゆく、これ即ち、民衆が政治過程を動かしていたことになるという見方にもなる。

このような社会状況をとらえて、例えば、原敬に率いられるような政友会という政党が「大正デモクラシー」の担い手であるとか。いや、政治過程をキメ細かく、ゆさぶり、権力状況を振動させてゆき、その変動が、普遍化してゆくための思想を与える学者、思想家等がその担い手であるなども考えられ、さらに、いや、そうではなく、社会の一番基底にいる中間層や、いわゆる農商工民等を含めての一般民衆がそれであるとも考えられるのであるが、今はこれらに触れずに、先づ新聞記事を見てゆきたいと思う。

「大正デモクラシー」も衰退期に入ったといわれる昭和二年九月十月にかけて所謂「普通選挙制」による全国的な最初の府県会議員選挙が行われた。選挙の結果は無産政党のみをとると、労働党十三人、日労党三人、社民党三人、農民党四人が当選した。これらの全当選者数と、府県議會議員の立候補者数との割合は、平均十二・三％であつた。

昭和三年一月二十日、休会明けの衆議院には民政党（当時二一九議席）から内閣不信任案が提出された。政府側は、与党の政友会（当時政友本党の一部の復帰にも拘らず一九〇議席）とも打合せ施政方針演説が終るや、質疑の機会を与えず直ちに衆議院を解散した。

総選挙は二月二〇日に実施されたが、大正十四年に改正された新選

挙法によりはじめて男子普通選挙権が行使される点で、画期的なものとして注目された。明治十年代より始められた自由民権運動に始まり、大正期を経過し、漸く今、長い間の願望であった普通選挙の実現がどろりにか形を整えられたわけである。

定員四六六名に対して、立候補者九六五名、競争率二倍強で争われた。

これより先、すでに、院内団体、新正倶楽部所属議員のうち、旧革新倶楽部系の清瀬一郎、大竹貫一らは独自の選挙運動を行うため、昭和二年六月三日、革新党を結成していた。

また、無産政党の間では、日労党の提唱に労働、社民両党が応じて、一月十六日、三党による無産政党選挙協定協議会が発足し、選挙干渉には共同で抗議することの協定がなされたが、農民党はこれに参加しなかった。

一方、政府側では一月十日、知事、県内務部長、警察部長ら三五名に及ぶ大移動を行って選挙戦の準備をととのえ、野党側が選挙干渉に強い警戒を示した中で選挙運動が行われたのであった。

この総選挙は、右にみたように選挙運動中から、政府の選挙干渉に激しい非難があげられた点が特徴的で、既に計画していた通り、解散直後の一月二四日に新しい顔ぶれの地方長官会議を召集して選挙取締り方針を指示していた。

当時の新聞の伝えるところによると、鈴木内相がこの会議のため上京した知事等と個別に会談した。内相より指示されたものうち関連のあるものだけを抜粋すると、

- (一) 民政党には有力なる候補者を立てしめざるようにすること
 - (二) 与党以外の候補者に対しては、選挙法の許す範囲において十分なる取締りを行うこと、
- など露骨な与党支持工作を要求したと伝えられている。(大阪朝日、

昭三、一、二五日後)

大正十四年、改正選挙法が選挙運動についての細かな規制を設けたことは、わずかな違反を理由とする運動員の検束も可能となり、選挙干渉の取締りの余地を与えるものであった。

例えば、労働委員長、大山郁夫氏の運動員の総検束にはじまり、治安警察法にもとづく臨検、警察官の命令によって演説会を中止・解散させるといふ運動弾圧の常套手段が選挙の場合にも多用され、「大阪朝日」は二月一六日にも「官憲の圧迫」と題する社説をかかげて抗議した。

勿論、このような選挙干渉は無産政党ばかりではなく、政府与党が最大の敵とした民政党に対して民政党側のパンフレットやビラを次々と押収し、これに対抗する民政党側の監視員との間にトラブルが頻発し、民政党側は「政府の選挙干渉」に抗議するという事件も何度も発生してくる状態であった。

こうした選挙干渉への批難にも拘らず、鈴木内相はさらに、投票日前日の昭和三年二月一九日の新聞の朝刊に『民政党の政治綱領は、我団体と相容れない』とする声明書を以下の如く発表した。

「解散前における政友会の議員数一九〇、民政党二一九といふが如きはだが考へてもまことに、不自然な状態であり」、「現在における国民総意の正しき反映ではなかった。」「恐らくは本日の投票においては過去の遺物たる現象は消滅して、現在に於ける地方の政情はそのまゝ自然に発露せられ、即ち、本来多かるべきものはそのまゝ多く、少なきものは自ら少なからしむるといふ自然の大法則に律せられて、落着くべきところに落着き、政友会は多数を得ることが当然であり、政局はこゝに安定して国家はいよいよ隆昌に赴くであろう」

「我憲法上内閣の組織は長くも大権発動に職由して、政黨員数の多

寡をもって直に内閣が生まれると言ふが如き他外国の例に照比するを許されない。政友会は創立以来皇室中心主義を奉体し、現時の政綱として産業立国外四大政綱を掲げ積極政策を採って居るに比し、民政党はその政綱において『議會中心政治を徹底せしめんことを要望す』と高唱しているが、これは極めて穩かならざる思想である。

神聖なる我帝國憲法の大精神を蹂躪するものといわねばならぬ。我帝國の政は一に天皇陛下が総覽あらせられ、即皇室中心政治であるは炮采として瞭である。議會中心主義などといふ思想は民主主義の潮流にさおされた英米流のものであって、我國体とは相容れない。「かくの如き思想は主権は一に天皇にありとの大義を奈乱し、帝國憲法の大精神を蹂躪するものであって」、「國民は事を冷静に批評し、帝國憲法の働きを完たからしめ、その大精神を体得することに中心たるを要する」

というものであった。この声明が直接問題にしたのは民政党の政綱にある「國民の総意を帝國議會に反映し、天皇統治の下、議會中心政治を徹底せしむべし」というものであった。これは大衆の天皇制的意識を政友会に動員しようと試みたものであり、そして、これは明かに投票日の「朝刊」に掲載されることをねらったものであったと指摘されている。

特に、こゝで注目しなければならぬことは、本稿の関心をよせる「大正デモクラシー」の運動における目標が「普通選挙権の獲得」によって「議會制度的民主主義を擁護し、民衆の政治的自由を保障すること」であったという観点からするならば、かゝる政党の活動にも非常な関心を示さなければならぬ。その意味からも我国最初の『普通選挙』として行われた、この昭和三年二月二日の第十六回総選挙に焦点を合せた政党間の政争のポイントこそ、そして政党の存命をかけた、その時期の政党間斗争、政治斗争の激しさの中にこそ、政党の性

格を読みとることができるとあり、これは、今まで知られなかつた情報が知らされ、それによって事実の核心を知ることができる。そして、当時は既に、選挙制度から見ても民衆が選挙権を得て、それを行使することの可能になった選挙でもあった。その意味で検討に値いすると考えている。勿論、この声明書の批難対象は、民政党の政治綱領であった訳であるが、「大正デモクラシー」運動がすすんでいる中で、社会の自然の活動からすれば当時の段階では民政党の政綱は「我帝國憲法の大精神を蹂躪するもの」とは云えず、「大正デモクラシー」という運動に最も関心の強い民衆にとつても最終の目標としての「普通選挙」が行われて、民衆の声が議會に届くことを熱望しており、期待し、選挙権が行使される最初の総選挙にあたって、「議會中心政治を否認することは、政府自らこの最初の普選の意義を低めようとすることにほかならず」と各方面から強い批判が加えられたのである。新聞には「民政党が国体に反するのなら、何故、治安警察法で解散させないのか」と反発され、貴族院からは、皇室を政争の具に供するものとするとの非難を浴びせられる結果となつてしまった。

有権者総数は一二四一万人で、総人口の約二〇％に当る。大正八年の改正による有権者数三〇七万人に比して約四倍に増加している。

この新選挙法以後、実質的には、第二次大戦後即ち、昭和二十一年まで、選挙権拡張は全く進展することなく終つてゐる。このような意味で非常に重要且、大きな期待のかけられていた総選挙であった。

ところが、社会の状況は早や大きく変わり、先の「新選挙法」は「治安維持法」とだき合せであつたということは政府がいかに新選挙法による「普通選挙の結果」に危惧を抱いていたかを想像させるといふものであつた。

「大正デモクラシー」の歴史的本質をさぐるうとする時、権力が絶対主義段階にあるときこそ、その萌芽を見出すのであるといわれる。

その意味で、右の新聞記事として報道された政友会の声明は、逆に「大正デモクラシー」の本質とその崩壊の原因を見出すものと云える。昭和三年と云えば、「大正デモクラシー」の崩壊期の前段階に当り、やがて十四年戦争に入っていくのである。その意味では矢張り、重要な史料である。

そこで、少し迂回することにはなるが、この政友会を中心に「大正デモクラシー」の一つの目標でもある「普選獲得運動」の中で政党と民衆がいかなる活動と対応をしたかは非常に興味のあるところである。その「大正デモクラシー」の伸長の段階に注目すること、そこには色々の目的をもって政党政治乃至政党内閣が成立してくる。

しかし、この政党は、だからといって、「大正デモクラシー」発展のために力を盡すという存在であるとは早計で、これらは絶対権力（元老政治権力）とリベラルな資本家層の合体による体制的政党であって、支配権力であることには変りはなかったと云われている。これらの政党の性格を分析する升味準之輔氏の説によると、日本の国家を産業化と都市化という二つの軸を立て、明治から大正にかけての政治構造全体の再編過程の中で、政党をみると、そこには、「政党の官僚化」と「官僚の政党化」という相互浸透コースを通じて双方に新たな結合関係が生じて、原政友会内閣が成立したと説明されている。

また木坂順一郎氏の報告によると、明治四十四年の第二七議会までは、既成政党は国民の権利として、「普選の実現を要求しており、その後大正期に入っては選挙権拡張論や第一次大戦後（大正三年）の衆議院における普選論は多くの場合、「革命の安全弁」としての「普選」を要求することに变化して来た」と云われている。そして、大正三年の「シーメンス事件」のころまでは、政党は民衆をあまり敵視していなかった。ところが、大正七年の「米騒動」後になると大多数の政党人が公然と、又は隠然と人民を敵視し乍ら、「普選運動」を自己の党勢拡張

と政權掌握の手段に利用する態度に変化して来た。それらの態度の変化の原因は、日本帝国主義の矛盾の深化、とりわけ人民階級の政治的成長に伴う基本的対抗関係の変化にあったとされている。これらをまとめると、政党（人）と「大正デモクラシー」との関係は第一次大戦後と以前では、大きな違いがある。

即ち、以前は、(A)人民を指導していくという好意的態度、以後は、(B)人民を敵視する態度、これは人民の政治的自立の度合に関連するようである。後者の人民敵視の態度をとるようになった大戦後は、「治安立法」に依存することになる。また、これと併行し、全面的に敵視せず、いはば「期待される人間像作り」が始まる。教育行政がそれを担当するのであるがそれがやがて「国民」を「公民」という言葉で呼称されるようになっていく。この点については最後の日本の義務教育をめぐる教育行政の諸政策のところでも触れたい。

右のような政友会はじめ各政党、主として保守政党としての性格は「大正デモクラシー」運動との対応において考えてみなければならぬと思われる。

そして、それは明治十年代の自由民権運動とも関連しているともみられているが、第一次護憲運動は政治過程に権力状況の変化を促がした。第一次大戦の過程から、大正七年の米騒動の時点では、非特権的ブルジョア（中小資本家等の中間層）は後退し、「大正デモクラシー」の基底的な要素となっていた農民階層、労働者の働きが運動の推進力として明確になって来たのである。

友愛会の発展をみると、大正元年の「友誼的共済的、又は研究的な団体」として出発したが、第一次大戦の過程では実質的に労働組合の体質に転換してゆくのである。

かくて、その働きの中で、それまで潜在的なエネルギーとしてしか動いていなかった労働者の力量が、「大正デモクラシー」を根づかせ

るためにかゝせぬものとなってきた。それは農村においても農民諸階層が地域的に、自主的な組織を生み、運動しだした。

このような動きは、実は大正七年の米騒動の労働者・農民の組織的運動の前提をなしていたのであるという見解が、はゞ間違いないところであろうと思われる。

こういふ民衆の動向は吉野作造が大正三年頃はじめて、「民本主義」を唱え、「その民衆の示威運動を論ず」という論文の中で、「民衆が政治上において、一つの勢力として動くという傾向」があったことを示すものであると指摘している通り、その動きの思想的裏付けをしていると言えるのである。

三、「大正デモクラシー」の衰退要素。

(イ)「大正デモクラシー」の担い手の排外主義・戦争

日本近代史において「大正デモクラシー」を考へる場合、その発展の鉤は中間層の動向にあつたが、その衰退の場合も中間層が排外主義によつて把えられてしまつていたことに注目しなければならない。つまり、支配の側は戦争をきめてにして中間層を欺すという手段で吸収してしまふ。これは一種の支配の技術とも云える。

また、治安維持法を頂点とする反動立法と、小作調停法とが労働争議調停法というような手続法となつてあらわれ、そう云つた政策が農村問題を介して具体的に民衆の動きを規制してゆく。

これらの政策こそ「大正デモクラシー」の社会過程をねじまげていたたのであると云われる。

更に、自由主義者、社会主義者等を思想犯ということで取締る場合にも、世論操作がじつに行き届いていて、世間では実行行為が伴つたときに取り上げられるのだと思わせてしまふのである。

また、彼等を「非国民」と呼んで、一種の異端者として、全部社会的に抹殺してゆく。治安維持法でひどい目にあわされても、残虐、非道な扱いでも反感の湧かないように、「あれは非国民」だから止むを得ないのだという意識をもたせる。その辺の特殊性と日本の習俗がある面でマッチして、実際にはひどいことをやり乍ら、しかも、それが止むを得ないこととして異和感なしに受入れられてしまふ。

それから、右のことと表現は異なるが同じようなことだと思われることに「主義者」に対する恐怖感が民衆の間に定着していたと言われ⁽⁹⁾。これこそ、教育のなせるわざだと思ふ。民衆レベルで考えると大逆事件(明治四十三年)以来、とにかく「主義者」といふのは恐ろしいという意識がずつと残っている。

「大正デモクラシー」を唱え、治安維持法反対と云へるのは、いわゆる文化人という言葉にあてはまるような、割に、はつきりイデオロギーを持った人々たちによつてであつた。けれども、これと対照的に何か、もう少し泥くさい権力ぎらいの庶民の反対というような動きはなくなつていたと思ふと云われている。

これらのことがどういふ形で出来上つてきたのかということをもう少し調べなければならぬ。この点、他の外国の社会主義鎮圧法とは随分ちがうと云われている。

第一次護憲運動(大正二年)までは、農村においても徴兵制度に対する不満が相当きつかつたようで、徴兵が自分たちの生活に桎梏となるという不満が農村青年のうちにかなりうつけきしていた。それが農村統制、言論統制ということで、第二次護憲運動の頃(大正十三年)になると、そういう不満は農村からは表面化しなくなる。

二〇才になれば本籍、つまりは農村を基盤に軍の体系で、再編成して教育する。即ち、当時は二〇才、三〇才位の民衆即ち「大正デモクラシー」運動のエネルギーになる人々を徴兵して一般社会から隔

離することが出来る構造になっていた。また、「国際的危機の到来」と共に、大正末年（大正十三、十四年頃）の日本帝国主義は国内の階級斗争が激化すると支配階級の間にもすごい危機感が生まれ、わりにリベラルだった連中が一ぺんに右傾向化していく。政党政治家の中でも、「普選」運動などを熱心にやっていたリベラルな連中がなだれをうって反動的な方向へまがってゆく以上に、「大正デモクラシー」的状况が政党レベルでくずされていく一つの条件として、国際的危機感が非常に大きく作用していたといわれている。しかし、これも排外主義の一種であろうか。

明治三十年代（下期）にかけて、即ち、日露戦争をはさんで都市大衆が「大正デモクラシー」の活動のトレーガーの基底的主体層でもあることは重視すべき事実である。

この事は「市民新聞」第一号が初版の五千部が直ぐ売り切れ、三千部増刷する位であった。これは当時としては驚異的な売れ行きであったのが、日露戦争に日本が勝ちだすとまたたくまに減紙につぐ減紙であったという。

これは、当局の弾圧だけではなく、勿論それとはかゝりがないとは云えないが、民衆自身が受けつけなくなるという事実がある。

権力の側からすれば、戦争の勝利によるコンセンサス（合意・同意・承認）のとりつけとなっていたのであろうか。

日露戦争以後は国際的契機がとて強く国内状況にはいつてくる。日比谷の焼打ち事件（明治三十八年）にしても「国際的に弱腰でけしからん、政府と国内で徹底して闘う」という形をとってでてくる。それは大正期から昭和期にかけてつづく重大な問題である。

しかし、他方松尾氏によると、この明治三十八年の日露戦争後の講和条件反対運動における日比谷焼き打ち事件は「大正デモクラシー」を特徴づける民衆運動の出発点と規定し、プラス要素とみている。⁽¹³⁾

それが全国的な運動であること、この講和反対の内容をもつ「焼き打ち事件」にはじまる「排外」運動を転機として、民衆の意識がずい分かわったという。当時の新聞「横浜貿易新報」によると、この「焼き打ち事件」の行動をとりあげて、「国民自ら国事に任ずる習慣が今日の憤慨に胚胎せん」と論じた。

即ち、「政治というものが自分達の生活に関係があるのだ」という認識があつた運動を契機にして発展してゆく」と説かれている。

これは、この民衆運動の出発点の特徴であると同時に、すでに崩壊の原因をもっていたのであつて、これが我國民衆運動の特徴であり、弱点でもあつた。

第一次大戦末期（大正七年）、米騒動を契機として急激に全国的な各種の民衆運動の高揚があつた。これは、日露戦争後の「非講和運動」に連動していると思われるのだから。もしそうであるのなら、これは、仕掛られた危機を精一杯頑張った見返りの無さ、努力に対する効果の少なさに、欺まされたという気持ちも手伝って腹立たしく思い、周囲にぶつけているという情景であろう。都市のブチブル・インテリ層が都市民衆の指導者の部分を占めてみるとみられる民衆運動としてのプラス面とマイナス面の双方を持ち合わせてしか行動出来ない。ここに、「屈折した面」がみられる。

しかし、もし「非講和運動」が本来の民衆の運動でないならば、「米騒動」にみられるように本来の民衆運動と連動する筈のものではない。ここに問題があり、屈折したものを感ずる。

あの「非講和運動」は当初はまごうことなき排外思想を帯びた運動なので、それはいかに国民の不満がうっせきしていたとしても、若し、講和の条件がよかつたりすれば、あのような排外運動がみられなかつたらうとみられているからである。

即ち、講和条件に大変不満だということが決定的な動機なのであつ

た。植民地政策肯定主義——大國主義者に通ずる考え方なのである。民衆の生活背景となつてゐる経済状況、社会構造をみてゆくと、その部分に約束されたとおりでない自分の生活をよくする基礎条件がないならば不満であるといふのである。本来、講和の条件は二次的なのであるべきなのだが、この当時の「非講和運動」は背景よりも、提示された経済条件そのものの少なさに不満があつたのである。それは仕掛けた戦争、商売として仕掛けた戦争であつたから政府によって宣伝された通り儲けがなければ不満になる。戦争は本来好んで仕掛けるものではなく、止むを得ず専守防衛的なものである筈で、従つて、戦争が終ればよいのである。その意味で、日清戦争は勿論、日露戦争も仕掛けた商売的戦争であつたのではないか。そこに帝國主義政策としての戦争ではなかつたかと思われふしがある。

従つて、このような明治三十八年「非講和運動」は一つの排外主義運動ともみられるのであるからして、本来専制政治に対する批判、それが更には「責任内閣制」の要求というものとは相容れないものであるのは、この「非講和運動」の過程にあらわれてくる。

つまり、「立憲制への要求」が「排外主義」とからんで、本来両立しないものが、並行した形で出現する。

外に「帝國主義」、内に「立憲主義」というスローガンはそれを示す。そして、それが、外に「帝國主義」という要求がその後、しだいに克服されて、内に「立憲主義」がクローズアップされてくる。

(四)戦時体制の日常化

日露戦争後——（勿論台湾の場合は日清戦争後）——日本がアジア大陸に植民地や勢力圏を拡大すると、軍部は植民地長官、武官制などによって、その支配権を当座握ることになつてゐた。それが拡大されるに従い、日本の軍人は中国全体を支配するような状態もつた。

これは即ち、戦時体制の日常化であつて、こうした状態の中で、軍部が再び非常に強大な力をもち、独自性を増大させる。

特に、「大正デモクラシー」運動の圧力によつて、軍部大臣現役制が廃止されると、これに対決するために統帥権の独立の強化をはかり、政党内閣ができる、陸軍省と参謀本部との関係では統帥部の力の強化、政府の干渉を防止する姿勢をとる。

軍部は政党内閣の時点で、むしろ独自性を強め、殻を固めてゐると云われる。これが満州事変後に爆発するエネルギーを貯えたのだと考へられてゐる。⁽¹⁴⁾

以上の様な表の変化に対応して、以下では裏の面での変化をみてゆく。

第一に、第一次大戦との関係において非特権的資本家による「廃税運動」はこの大戦（大正三年）への日本参加とともに中止される。この運動の代表的指導者層中野武寛の次の言葉はその性格を示す。大戦という非常事態をみて、「この際、上下心を専らかにして、軍国民たるの責務を尽くさんことを期す」ために「廃税運動の中止」を指令する。「挙国一致、断固として軍国の実を貫徹する」というのである。

これは、勿論、井上馨の、例の非常に有名な「大戦は『大正新時代の天佑』であり、これをまっとうするために廃減税などは中止せよ」という言葉に示されている。

それはなによりも「軍国民たるの責務を尽くせ」などというところに、彼らの本来もつてゐた弱さとか、帝國主義的ブルジョアジーの本性が露呈してゐるといわれるのである。

しかし、このようなことが声高に唱へられてゐるのは本気でそう信じてゐるとも云えるのであつて、戦争を職業とする「死の商人」的根性まるだしの考え方によつて民衆にまで呼びかけたところに、これこそ、排外主義に通ずる考え方が定着してゐたのではないかとおもわれ

る。

第二に、右と関連してより重要なことであるが、こういう上からの指導、指令に対して実際に運動を推進してきた地方のより下層のブルジョアジーが全然反対も抵抗もしないどころか、えたりやおう！ばかりに自分の生活に一番重要な関係があるにも拘らずその運動を中止してしまふのである。

一方、これらとまさに正反対に、小資本家層の政治的自覚は明治に比べれば、大正初期には非常に成長して来ている筈である。「廃税」は民衆がこぞって希むことであるという意味で「国論」に従うのが憲政であるとする自覚をもつて「普選運動」をもすすめてきた。そして、そのような成長をも、確めうるにも拘らず、やはり、『大戦』とか「日本の参戦」とかいう『国家の一大事』に際会すると、それも戦争に勝つことは国民に利益することであるという意味も含めて、国民全体の利益に発すること、「国家の一大事」|| 戦争という論理が出来上がっていった。

三つ目は、大戦中の特権的ブルジョアジーを「政治運動」から身をひかせたのは、大戦下の非常の好況というあの未曾有の大繁栄で大もうけしてしまふことであつた。これがいづれ大戦中に進行する独占の制覇のもとで、自己の発展は頭打ちになつてしまふ矛盾の露呈が大正九年の戦後の反動恐慌として到来するのに気がつかないのである。

大正政変（大正二年）前後の運動では民衆運動から離脱しようとも考えていたのであるが、民衆との共闘関係は一応あり得たのであるが、大戦後（大正三年以後）の運動では、「思想の悪化」ということを大変気にして、民衆とは一緒にやらない。「無産階級の潜在的エネルギー」が大戦中に急速に表面化してくると、それと交替に非特権資本家層は引つ込んだのである。

以上みてきたように、「大正デモクラシー」の衰退期にみられる一

般民衆の状況を非常に粗ら削りな形のまま列挙してきたのであるが、これら一連の「デモクラシー」運動の進展にとつて、マイナス要素となつてきた日本民衆の特徴は、日本人の持つ本性より来るものなのか、それとも教育のなせる技なのか一考を要するとかんがえられる。以下それらを検討する。

(ハ)「普選」をめぐる政党と民衆

日本近代史の流れの中には、大きく云つて、軍国主義的潮流と、民主主義的・社会主義的潮流とがあつて、後者の流れを代表するのが「自由民権」と「大正デモクラシー」だと云われてきた。

しかし、現実には、軍国主義的・帝国主義的潮流が、つねに局面をリードしていったために、あの不幸な十五年戦争に突入するという失敗をしたのである。

それだけに民衆は、なぜ、軍国主義的・帝国主義的潮流を阻止できなかったのか、阻止する条件はなかつたのかといったようなものが多いと思われるが、丸山真男氏の「現代政治の思想と行動」で主張している「微妙な変化」を見逃していった民衆の日常性にあつたことも事実であるだけに、この問題は、心に残るのである。

少し古いところで、長谷川如是閑氏が「大正デモクラシー」を評して、「『大正デモクラシー』なんていうものは一部の学生のドンチャン騒ぎだ。一種の根無し草というやうな評価もあるくらいなんだ」と言っていた。また、藤田省三氏は「『大正デモクラシー』には民主主義理念としてあいまいなもの、野合的な要素が強い。」と評している。吉野作造は「憲政の本義を説いて其の有終の美を済すの途を論ず」という中央公論、一九一六年（大正五年）一月号で明確にしている「民本主義」の思想は余りにも有名な事実であるが、これは主権の運

用の目的を一般民衆の意図におくとの思想をすでにその背景にもっていたとされる。

この「民本主義」、或いは「大正デモクラシー」の生成状況を考えてみると、「大正デモクラシー」が状況として実態面で先行し、発展してきた動きを、第一次大戦の後半期に「思想」が一定の社会的な機能をもちながらその状況や運動を推進し、高めていく。こういう関係になっていったとみられている。

松尾尊充氏によれば、大正の始めから、二年にかけての「シーメンス事件」、「廃税運動」、「倒閣運動」は一つの注目すべき政治運動であって、日本における最後のブルジョア指導による絶対主義権力の変革運動ともいう性格を有した。

しかし、この運動の中味は政治スローガンに見られるように、政党内閣の確立、文官任命の改正、軍部大臣武官制の打破等であり、そこには、「普選」はおろか、選挙権拡張の要求さえ見出せないという指摘は注目される。

さらに、氏は第一次護憲運動（大正元年）と、第二次護憲運動（大正十年）との性格の相違、それに、明治末期の議会における「普選論議」は、第一の理由として専制権力の打破にあったことは確かであり、米騒動（大正七年）の直後、山県は「政体は立憲君主制で、政治は民本主義を基礎としなければならない。」と言っている。

これは、つまり下からの無産階級の台頭に対して、すべての支配階級が結集せざるを得なくなってきたことを示す象徴的発言であるろう、即ち、支配体制の合理化を目指したものであらうと考えられる。松尾氏の説くところでは、大正八年より九年にかけての「普選運動」の最高調期では、議会内で、「普選派」と「民衆運動」との関係は民衆の下からのつき上げと、上からの指導とが交錯している段階であると指摘される。

憲政会自身も「普選」と声で言いながら、その実、「普選」を否定し、そこで、会内の反幹部派が院外で「普選」運動と結ぶ。その内でも「普選派」の勝利となり、下から「普選」をスローガンにするようになったとされる。

このような憲政会の「普選」運動を支えるものは、都市中間層を代表しているものと云われている。その一人だと考えられる大阪三区選出議員、田中万逸の次の発言は注目される。大正十二年三月六日の衆議院において、第三期国定教科書に対して、

「国民性の礎材たるべき国定教科書に対し、近代的一大改訂を行い、成るべく速急に之を使用せしむるは、教育上の喫緊事なりと信ず、政府の所見如何」という質問書を出し、凡そ次のような内容の質問をなしている。即ち、

「世界の現在の思想の潮流は彼の大戦（大正三年）を境に、従来の帝国主義並に、軍国主義より、現在の国際主義即ち、平和主義に移動して参りました。」「その基礎教育たる義務教育方面においても、此の新しい国際主義の潮流に棹さんとし」、「現在使用されつゝある所の読本、修身の如きものは、余り帝国主義的色彩濃厚であったり、又、余り好戦的の記述が多きに過ぎたり、所謂、攘夷思想、即ち、排他的の愛国心を養成する所の嫌がありまして、唯々一途に児童に対して、良い日本人たることを教ゆるに止って居る。」「教科書のどの部分を見るにしても、国際主義的精神をは児童の新鮮なる頭脳に植付けて、其所に世界的思想の涵養を見るべき清新なる材料は遺憾ながら一つも見出すことが出来ない。」「我小国民に対して世界的思想の萌芽をば、其新しき頭脳に植付けて彼等をして、良き日本人たると同時に、良い世界人たると云うことが、我が義務教育の根本精神である。」「唯々、徒に、旧式の国家思想養成の記事が其大事を占めて」、「現代的即ち、平和的の教科書」、

「現代思想の漲れる教科書に改訂するというのが我が教育行政上、最大の急務であると確信を致す。」「よい日本人として、当然心得て置かねばならぬ所の彼の自治の精神、又良き日本人の資格なる立憲国民として当然心得置かねばならぬ帝國議會の是等の自治の精神並に帝國議會の次の章に、」「又、良い世界人としての当然心得置かねばならぬ所の國際連盟の一章を加えると云うことが最も必要である。」「読本、修身の如きものは、彼の千篇一律なる復讐の觀念を養成する傾きのある所の猿蟹合戦の如き、反人道的のものや、又侵略主義を鼓吹する嫌のある桃太郎の昔話であるとか、或は、又、時代錯誤の最も甚しい鉄兜に身を固めたる武者物語の如きものは純正なる兒童の頭脳に終世抔拭することの出来ない反平和的の觀念を養成せしめまして、」「一方に於いては、國民精神の誤解を招く基と相成りまするが故に、斯る方面の記載は余りに多きに涉らざること、」と極めて優れた見解を披瀝している。

しかし、この続きに、一太郎やい物語について、
「國民思想に非常に動搖を來せる今日、皇室中心主義の發揮に努力すると共に、主として國民精神に触れる所の記述を豊富に致して世界に冠絶せる我が國民性の陶冶に力め、帝國三千年來の伝統的精神である義勇奉公心の作興に務めなければならぬと思ふ。」「其の新しい頭脳に明確に愛國的の思想を彫付け得ることと考へます。」とある。但し、この最後の「一太郎やい」についての部分は前の大半の部分とは、内容の思想面については符合せず、同一人物、即ち、憲政會所屬の田中万逸の発言とはおよそ考へられないものとして疑問が残るものでもある。

教科書は「一部の國民にだけに働きかけたというだけではなく、広く一般民衆の一人一人に大きな影響を与え、」たと言われている。「過去の日本の教育が教科書中心の教育であったことから、義務教育

(普通教育)だけで実社会に出た人達にはその一生を支配する程の力をもち、そのパーソナリティ形成の基礎を養って行った」と指摘されている。

それだけに、明治以後の富国強兵策を国是としなければならなかった国際状況からもうなづけることであるが、それだけに教科書は国策推進の重大使命を帯ていた。

教科書は日清・日露戦争の戦後処理の問題があつて、そのために、検定制から国定制へと変化する中で、一般國民を年少期から一つの体制的思想基盤の養成に努力したことを示す。そして、五度にわたる国定教科書改訂作業の契機は矢張り例外なく戦争であつた。それだけ、教科書と戦争とは密接な関連があつたとみられる。

そこで、これらの教科書は、①誰の手によって作られたか、そして、②いかにして使用されたかは、それらの契機を解明するのに重大なろう。

①の作り手についての研究は、最近の家永教科書裁判をめぐる裁判記録や論壇などからよく知られるようになったのであるが、②の如何に使用されたかの普通教育(小学校)の現場における状況や、それととりまく地方行政当局の強力な、そして、無理に近い矯正的な教育行政内容については、僅かに唐澤富太郎博士の三部作以上ものは余りみあたらない。

次に、日本の教師はテキスト・ブックの宣教師であつたのではないか。宣教師がバイブルの解説者のように、教科書を聖書に対する如き神聖観を抱いて、その解説者という性格をもつていたと指摘されている。そうでなければ、非常に下劣な出世主義にかまけて、退廃していたと解されるのではないかと疑いたくなる。

勿論、このような教科書に対する神聖観は江戸時代からの四書五經など儒学の封建教育の遺風ともされるが、「明治政府はあらゆる策を

弄して、教科書に対して絶対不可侵的な価値観を国民に植付けたという指摘は見逃すことは出来ないものであって、教科書用図書採用制度の改変の手續きと、その法制化並びに罰則の執行の中にこそ、その目的と意味が秘められている。この教科書絶対視の強制的立場から生徒はひたすら、その暗記をさせられたのであって、日本の優等生がいずれも、この教科書をより多く暗誦するものであったことは今日と同様であった。従って、後述する教育問答において見られる如く、理解と判断、内容の暗記と無批判との違いに教師は気付かなかったのではとの疑いをもつと同時に、生徒は教科書に「よって」学んだのではなく、教科書「を」学ばせられたのであると云われる。

しかし、教科書はどの人にとっても懐しい思い出を含んでいて、自分が習った小学読本に接して幼年の日の郷愁を覚えぬものはいないと同時に、その当時の智識に対しては無批判になっていることに気付くのである。

そこで、大正デモクラシー期に成年に達し、二十五才から四十才位の所謂、政治を支えていると予想される人々の政治思想をみるには、どのような内容の義務教育を受けていたのかを、彼等が使用した教科書の内容と教授方法にわたって吟味しなければならぬ。

大正デモクラシー期に、満二十才より三十才程度の青年であった人々は検定教科書（明治十九年）同三六年）か、一期国定教科書（明治三十九年）同四二年）を学んだ所謂、「明治の人」であろう。一歩譲って、大正デモクラシーの高揚期（明治四三年）大正六年）と謂われる時代のそれは、ぎりぎり二期国定教科書を教えられた人々で、「明治の余光」を受けて育った人々である。従って、当時の日本の社会の骨格にはやはり、この「明治の精神」がかなり、色濃く浸みこんでいたといふか、根強く定着していたに違いないと思われる。

以上のように、明治に生れ、成長した人には、立身出世主義を信奉

し、立志伝中の人となり、ぬけがけの功名的な性格が著るしく、自分の子供に対しても大学へやって、「一番になれ」、「社会に出たら上役になれ」と教える。また、教員になるなら「小学校の先生より、大学の先生になれ」と、大いに鼓舞激励するのであったと説かれている。²²⁾

このような唐澤富太郎博士の云う日本最初の教科書である「儒教主義復活時代の教科書」を見ると、それは意外や、明治十二年以後に生じた自由民権運動への反動教科書と名をうたれているものであった。実は、こゝに、「教科書を国家が作る」という発想の生ずる歴史的意味があった。ところが、やがて、教科書が国家をつくるという結果にもなってしまった。

「明治十年（一八七七）西南役後、はじめて完全に中央集権国家体制、すなわち実質的な絶対主義官僚政府が成立するに至った。」それは薩長土肥の勢力がバランスよく並立し、保っていた。従って、明治十年（西南の役）頃では国民の意識にも未だ天皇・皇室に対する神秘的な尊敬などなく、天皇に対する関心は薄かった。君主は幕藩時代の領主と同様に考えていたに過ぎなかった。しかるに、西南戦争以後に至って、はじめて中央集権的な国家が稍々固って来たこと云はれ、そこで、水戸学を以て頭を鍛えたという明治一四年、小学校教則綱領の作成者である、江木千之の次の言葉を想い浮べてみると興味深い。「この頃の修身教授の実態について、明治の十七、八年頃地方を廻って、君臣の關係とか、國家の觀念とかいふ問題に就いて質してみると、君主の關係とは、自分と天子との關係であるという様なことを了解する者は少ない。そのような状態を解決するために教育勅語が作成され、発布されたのである」と述懐している。（明治三六年）²³⁾

その意味で明治十九年、教科書が検定制度となったことは注目すべきことであった。これは明治政府の中枢部で、ナシヨナリズムが台頭

し、やがて、日清戦争を誘発する地盤が用意されて来たことを意味する。このように、国（家）ということが重要な意味をもつようになって、森文部大臣による検定教科書制度実施の必要性が生れてきたのである。

これは丁度、自由民権運動の反動として復活しはじめていた封建的儒教道徳と国家主義・国粹主義が逞しく進展して来たのであって、これからの要請から教育界において、明治十八年、伊藤博文の率いる絶対主義内閣が成立した時、当の森文部大臣によって国家主義、ミリタリズムの立場から一連の教育改革として翌十九年四月に学校令を制定することにしたのである。この学校令によって教科書は検定制度になった。この制度は教科書の国家統制という意味をもつことで注目される。それは、これ以後、教育勅語の頒布と日清戦争、そして、その時の賠償金を義務教育費の援助費に当てたこと等と併せ考えると、軍国主義時代の思潮を醸成し、それを助長する目的のもとに、検定教科書が出現したことを示し、国定教科書制定に向っての一大転機をなしたものと云える。

そもそも、明治二十年頃になると、日本の資本主義も次第に明確な形を現はし、軽工業が発達し、対朝鮮貿易等も始められ、一応、日本が近代国家としての対面を保つようになってきた。それに日清戦争において清国に勝利を占め、清国を植民地として支配する基盤をもつようになつてからは、戦勝することゝ、国家の発展は一致し、そして、それが国民の福利につながるものと宣伝され、一般民衆はそれをそのまま信じ、大国主義の宣伝の裏にかくされた資本主義の矛盾を見抜くことが出来なかつたのである。

我が国の国定教科書史の中において、Ⅲ期国定教科書にしても比較的近代的で云いうるが、他の一面、即ち伝統的のでも云いうる、軍国主義・国家主義、とりわけ日清戦争以降、強調されてきた大国主義の

性格が濃厚に残されている。この方がむしろⅢ期国定教科書の場合といえども眞の姿とも云える。

このように大正デモクラシー期においても明らかに一つの限界があり、教育運動においても自由主義、芸術至上主義が隆盛になったが、他方、大正六年以後、『臨時教育会議』が開かれ、こゝに於て驚くべき反動的な論議がなされていたのは、現今の「臨時教育審議会」と全く同じであった。また大正十四年には軍事教育が実施され、陸軍現役将校を学校に配属して、盛んに軍事教練が行われることになっていった。更に、文部省は成人教育講座という名目で各地「思想善導的社会教育活動」を展開した。そして、教科書においても、ナショナリズムを強く打ち出した歴史教科書が編纂され、国語教科書も「神風」、「金鶏勲章」、それに「長き行列」など、大国主義、ナショナリズム、ファシズム教育に回転する基盤を与える内容を示すものもあつた。この最後の「長き行列」に示された巧妙な方法には注目しなければならない。日本中の小学校の君と僕との関係を説明して、個人としての「君」と「僕」とが長い行列の中の一人として、その連帯の中にある感じを強く歌いあげている社会的連帯感を一つの学校から、日本中の小学校にまで拡げられて行っている。こゝには明治の立身出世主義に対立する新しい個人が打ち出されている。しかし、その次が問題であつた。即ち、その個人は、日本の国内に限られた連帯性の中において実感されるものであつて、この教材においては、「日本中の小学生、八百萬人ありという」ことで終っている。原作がこの通りであつたかどうかは定かではないが、このように国際協調主義の時代であつた筈なのに、また、原作の出だしの部分の感じからして不思議にも、世界の小学生との連帯感において把えるということは放棄されている。そのみか、「世界に比なき帝国の、強き御民となるべし」と、全学童の足なみの向う方向を逆転させてしまつていると唐澤博士は指摘しておられ

る。⁽²³⁾

これは我が国の伝統的性格の一つでもあるといわれている「しつけ」の内容にも関連すると思われるだけに、編者にも、その他の日本の一般人の人々にも自覚されずに受け入れられ、そして、その欠点に加えて、偏狭な大国主義を付加するような内容になっている。これこそ、大正デモクラシーの限界を早めてしまった原因の一つにもなるうか。

むすび

「大正デモクラシー」の時期は、同時に、日本帝国主義の確立期にも当たっていたわけで、帝国主義が生み出す様々な動きが日本の社会を変えてゆく。こうした変化の現われとして、「大正デモクラシー」は把らえられるし、この時期においては、当然、権力の集中化と云った現象がからんで、民衆運動の高揚がある。

これらの帝国主義の確立に伴って派生する権力の集中現象に対抗した形で変化する社会現象の一つとしての民衆運動の過程における一時期の現象であった。

それだけに、第一次世界大戦後における民衆の国家主義化・大国主義化の傾向によって、もろくも崩壊し去ったのは歴史上の記録として忘れ得ないものである。そして、それに預って力のあったのは右述のごとく学校教育、特に、義務教育の段階の小学校教育による児童の社会化の中から民衆、しかも、その中、下層大衆自体に反動的要素が養成されていたことであった。

これは権力による教育行政の成果であろう。

明治の国家体制が国定教科書にみられるように、教育行政によって学校教育を手段に、民衆の国家主義化・大国主義化に向って行くことを正当視するような観念の定着を図っていたのである。

従って、明治の国家体制が本質的には、「大正デモクラシー」期にも、米騒動に見られるように、経済生活に圧迫がかゝらない限り、民衆の心の奥底に沈殿して、くずれずに、そのものがファシズムの方に

つながってゆく、そういう不変性が育っていたのである。⁽²⁴⁾

それは松尾尊充氏のシンポジウムにおける発言の中にも「ファシズムをチェックするような可能性がなかったんだろうか」という問題関心のもちかたに対する表現からも伺えるところ、⁽²⁵⁾ 不思議な現象、兎角すると、見過してしまいそうな民衆の心情に心を留めなくてはならない。

「大正デモクラシー」と「ファシズム」との関係は本質的には相入れないものと見られるのに、現象面では相表裏している点を見逃してはならない。と同時に、同じ民衆の心に寄生していることに心を留めなければならぬ。⁽²⁶⁾

金原左門氏も「大正デモクラシー」が衰退・消滅していく過程を、一度政治、社会の表層に現われた「民主化」を否定するファシヨ化の動きにかゝらせて、歴史的に、断定的に公式論として結論を出してしまわずに、その過程で、「ファシズム」の台頭を阻止する力が現実になかったのかどうか、あるとすれば、どのような条件と運動であったのか。

なかつたとすれば、その点は何なる諸事情によるか、更にどうすれば、「ファシヨ化」を阻止する力を結集しえただろうかといったことを模索して見る必要があると思う。⁽²⁷⁾と述べられている。

実は、このような「大正デモクラシー」の屈折現象の一つこそ、我々の問題関心であったわけである。

こゝに、「普通選挙制」の成立と並行して生成してきた「治安維持法」の強化をみてもわかるとおり、「大正デモクラシー」の底流には、ファシズムが根強く生き残り、常に民衆の心の基底・経済基盤に巣喰っ

て、心をも卑屈にしてしまっていたのであろうか。今後ともに心に残る問題である。

最後に、新人国記にみえる社会学者、見田宗介氏と劇作家、木下順二氏のエッセイを見てみる。

昭和五九年の十月二四日の朝日新聞の夕刊に連載されていた『新人国記、85』において、私は社会学者、東大教授見田宗介氏の発言に注意を惹かれたことがあった。

それは「政治の上の方の動きは大したことはない。庶民がどういう方向を向いているかを一緒に見定めることが大切だと思っています。」と言っていたことであつた。

これは勿論、現代の政治に対する社会学者としての見方の重要な視点を述べているのであり、一般市民に対して歴史の視点を見誤つてはいけないという警告をされているのだと受取るべきであらうと思う。だが、しかし、案外、私達庶民は足もとを見極めることをおろそかにし勝ちななっている。

また掲載日は失念したが、これも同じく朝日新聞の朝刊でみた記事であるが、「論壇」というコーナーに掲載されていた劇作家、木下順二氏の『微妙な変化、見逃さぬ力を』という題目のエッセイがあつた。それは丸山真男東大教授の「現代政治の思想と行動」の紹介を兼ねた木下氏の劇作家として感じとられたデリケートな、面も、心の奥底に沈澱している、恥しい気のするような僅かな利己心のなせる業にも似た気持ちに鋭く指摘されているのである。この僅かな気持ちに政治を「悪い方向に」動かしてしまふ力にならうとは誰も予想できないことであらう。こゝでは、兎も角、劇作家、木下順二氏の解説をそのもゝ見てゆくことにする。

或るアメリカ人が第二次大戦後のドイツへ行つて、いろんなドイツ人にあなたは、あのひどいナチス政治の下で、どうして平気で暮

らしていられたのですかと聞いて歩いたのに、例えば一人の言語学者（だから、この人はインテリなんだが―筆者注―）この人はおおよそ次のようにいっているのである。

つまりあの当時「ナチ『革命』の全過程の意味を洞察」できるような「高度の政治的自覚」を持つことは、日常生活に忙しく追われている一般市民にはとても望みがないことであつた。」と。

「ナチスが政権を取つた年のある日、ドイツ人の経営する商店の店先に、『ドイツ人の商店』という札がさり気なく張られた時、一般人は何も感じなかつた。

また、しばらくしたある日、ユダヤ人の店先に黄色い星のマーク（これはユダヤ人であることを示すマークなのだ）これがさり気なく張られた時も、それがまさか何年も先のあのユダヤ人ガス虐殺につながると考えた普通の人は一人もいなかったらう。」

「つまり、ナチ『革命』の全過程の意味を洞察できる普通人はいなかつたのだ。」それだけ、「政治に遠い普通人、つまり一般民衆は、それを見透す政治的教養も情報も入手し難いのである。」

木下氏は、更につづけて、

「きのうに交らぬあしがあり、家があり、店があり、仕事があり、食事の時間も、訪問客も、音楽会も、映画も、休日も――別にドイツ一般民衆の思想や性格がナチスになつたわけでは全くないのだが、気のつかない世界（即ち、ドイツ社会）の変化に彼等は「いわばとめどなく順応したのである。」そして、「ナチスが政権を獲得した一九三三年（昭和八年）から七年がたつて、あのアウシュビッツが始まつたというわけだ。」

ふり返つて考えてみれば、「一つ、一つ、の措置はきわめて小さく、きわめてうまく説明され、時折、遺憾の意が表明されるのみで、政治の全過程を最初からのみこんでいる人意外には、その」

きわめて小さな措置」の意味はわからない。それは「ほんのちよつと」、「悪くなつただけだ。だから次の機会を待つことになる。そう思う自分に馴れてしまつているうちに、事態は取り返しがつかなくなつてしまつた。」

「もし、ナチ全体の体制の最後の最悪の行為が一番はじめの、一番小さな行為のすぐあとに続いたとしたならば約百萬の普通の人間も反抗に立ち上がったろうに——。以上はもちろん極端なケースである。しかし、私はきのうに変わらぬきよう、きように変わらぬあしたと感ぜてしまふ自分が非常に恐ろしいと思う。」

と氏は述懐する。

歴史の研究をする際に課せられる仕事は、その果たした分量の些やかさに反して、残されてしまふ事の大きさに苦惱してしまふのである。

木下氏は最後に次のように感想を述べている。即ち、
「その激烈さへ行く前の十数年を考えてみると、それはその激烈さを準備するための十数年のようなもので、そして、その十数年というものは、きのうに変わらぬ（ように見える）きよう、きように変わらぬ（ように見える）あしたの連続だつたと思つのである。そのあいだには、一般の人にも何かの抵抗が可能だつたはずだ。そして、今のわれわれは、あのころの人たちより、少しは『全過程の意味の洞察』ができる目をもつてゐるはずである。」

と結ばれてゐた。

このことは私たち歴史を勉強しているものには痛いほど反省を迫るものである。

私は最近、法史学者や歴史家から、多くの事を学んでいる。が、それにもまして、他の領域で活躍している方々にも教えられることが実に多い。

政治生活・経済生活、それに教育などの諸活動に対する一般民衆個々

人の反応に注目してみると、その仕方に二つの種類があることに気付くのである。一つは理性的と言うか、余りうまく表現できないが、少しは歴史を読む目のある人々の反応。他は、現実の生活が潤えば、それでいいと思ひ、その他の政治背景などには余り気にならない経済生活一篇とうな人々の反応である。

政治史を分析するときには、この二つの層に属する民衆のそれぞれへの動向を中心にしてこれらを明確に区分して分析をすゝめてゆけるとよいと思つてゐる。

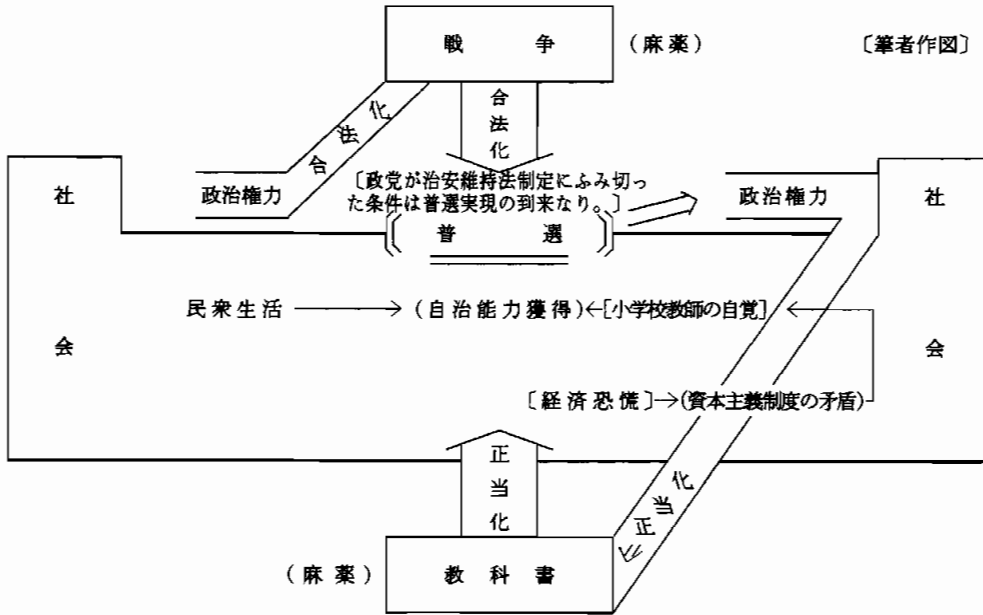
註

- (1) 松本三之介『近代日本の政治と人間』一九六六年、創文社一五六頁。
- (2) 松尾専充『大正デモクラシーの研究』一九六六年、青木書店一三頁以下。
- (3) 金原左門『大正デモクラシーの社会的形成』一九六七年、青木書店一四頁以下。
- (4) 『第五回帝國議會衆議院解説』
- (5) 升味準之輔『日本政党史論』全4巻、一九六八年、東京大学出版会。
- (6) 木坂順一郎『日本近代史の時代区分』
- (7) 『名古屋大学法正論集』一三輯、一九五九年所収、「革新俱樂部論」(井上清編『大正期の政治と社会』一九六九年。)
- (8) 江口圭一『大正デモクラシー』(『シンポジウム、日本歴史』20) 学生社、一九七〇年、二四頁。
- (9) 金原左門、同右、二二九頁。
- (10) 木坂順一郎、同右、二二三頁。
- (11) 今井清一、同右、二五六頁。
- (12) 松尾専充、同右、二五六頁。
- (13) 飛鳥井雅道、同右、二五五頁。

- (13) 松尾尊充、同右、二六九頁。
- (14) 今井清一、同右、二四八頁。
- (15) 金原左門、同右
- (16) 松尾尊充、同右、一〇四頁。
- (17) 同右、一三六頁。
- (18) 唐澤富太郎博士『教科書の歴史』
- (19) 同右、一頁。
- (20) 同右、二頁。
- (21) 同右、七三九頁。
- (22) 同右、一一七頁。
- (23) 同右、三九〇頁。
- (24) 「大正デモクラシー」(『シンポジウム、日本歴史』20) 学生社。一
九七〇年、一九頁。
- (25) 松尾尊充、同右、一九頁。
- (26) 同上。
- (27) 金原左門、同右、二二頁。

大正デモクラシーの崩壊過程図

(資料1)



(資料2)

| 総選挙 回数 | 議員定数 | 選挙権ニ必要 ナル納税額 | 選挙有権者総数 | 選挙区制 | 選挙執行年月日 | 任期満了後 |
|-----------|------|-----------------|-------------|------|-----------|-------|
| 第一回 | 三〇〇人 | 直接国税一五円 | 四五〇、八五二 | 小 | 明治三三年七月一日 | 又ハ解散後 |
| 第二回 | 〃 | 〃 | 四三四、五九四 | 〃 | 二五・二・一五 | 解散後 |
| 第三回 | 〃 | 〃 | 四四〇、一三三 | 〃 | 二七・三・一 | 解散後 |
| 第四回 | 〃 | 〃 | 四九九、三八三 | 〃 | 二七・九・一 | 解散後 |
| 第五回 | 〃 | 〃 | 四五三、六三七 | 〃 | 三一・三・一五 | 解散後 |
| 第六回 | 〃 | 〃 | 五〇二、二九二 | 〃 | 三一・八・一〇 | 解散後 |
| 第七回 | 三七六 | 直接国税一〇円 | 九八二、八六八 | 大 | 三五・八・一〇 | 任期満了後 |
| 第八回 | 〃 | 〃 | 九五八、三三二 | 〃 | 三六・三・一 | 解散後 |
| 第九回 | 三七九 | 〃 | 七六一、四四五 | 〃 | 三七・三・一 | 解散後 |
| 第十回 | 〃 | 〃 | 一、五九七、五九四 | 〃 | 四一・五・一五 | 任期満了後 |
| 第十一回 | 三八一 | 〃 | 一、五〇六、一四三 | 〃 | 四五・五・一五 | 任期満了後 |
| 第十二回 | 〃 | 〃 | 一、五七六、二〇一 | 〃 | 大正四・三・二五 | 解散後 |
| 第十三回 | 〃 | 〃 | 一、四六九、九九四 | 〃 | 六・四・二〇 | 解散後 |
| 第十四回 | 四六四 | 直接国税三元 | 三、〇八七、〇九〇 | 小 | 九・五・一〇 | 解散後 |
| 第十五回 | 〃 | 〃 | 三、三四三、六七五 | 〃 | 一三・五・一〇 | 解散後 |
| 第十六回 | 四六六 | 〃 | 一、二、五三八、一九六 | 中 | 昭和 三・二・二〇 | 解散後 |

総選挙の歴史(第一回より第一六回まで)

(資料3)

| 議 会 | 年 次 | 納 税 要 件 | 年 令 | 提 出 者 | 経 過 |
|------|-----|-------------------|--------|-----------|-----|
| 第一六回 | 明三五 | 廢 止 | 滿二〇歳以上 | 中村弥六君外三名 | 衆否決 |
| 第一八回 | 明三六 | 〃 | 〃 | 板倉中君外五名 | 衆未決 |
| 第二四回 | 明四一 | 〃 | 滿二五歳以上 | 松本君平君外二名 | 衆否決 |
| 第二五回 | 明四二 | 〃 | 〃 | 日向輝武君外四名 | 衆未決 |
| 第二六回 | 明四三 | 〃 | 〃 | 〃 外二名 | 衆否決 |
| 第二七回 | 明四四 | 〃 | 〃 | 〃 外二名 | 衆可決 |
| 第四二回 | 大 九 | 〃(但し、独立生計を要件) 廢 止 | 滿二〇歳以上 | 武富時敏君外六名 | 衆未決 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 坂本 金 弥君 | 撤 回 |
| 第四三回 | 〃 | 〃(但し、独立生計を要件) 廢 止 | 滿二五歳以上 | 古島一雄君外四名 | 衆否決 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 武富時敏君外七名 | 衆 〃 |
| 第四四回 | 大 〇 | 〃(但し、独立生計を要件) 廢 止 | 滿二〇歳以上 | 植原悦二郎外二名 | 衆 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 関直彦君外三名 | 衆 〃 |
| 第四五回 | 大 一 | 〃(但し、独立生計を要件) 廢 止 | 滿二五歳以上 | 安達藤蔵君外一名 | 衆否決 |
| 第四六回 | 大 二 | 〃 | 〃 | 〃 外一名 | 衆未決 |
| 第四九回 | 大 三 | 〃 | 〃 | 西岡竹次郎君外一名 | 衆未決 |
| 第五〇回 | 大 四 | 〃 | 〃 | 政 府 | 衆可決 |

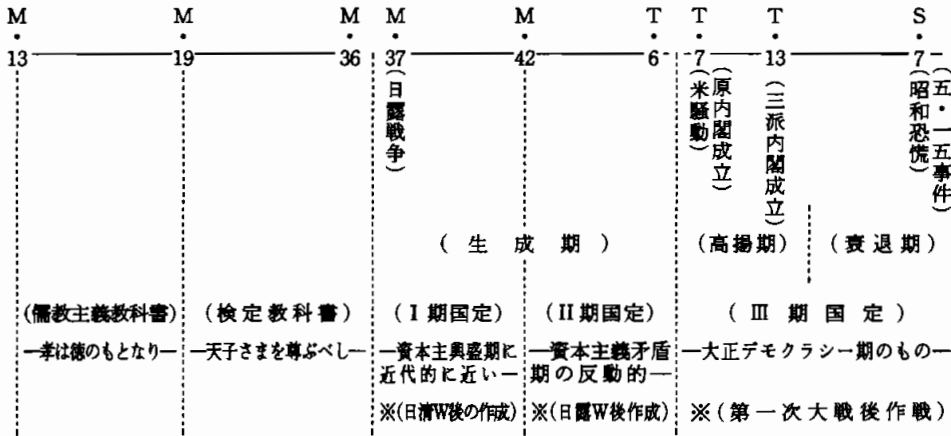
普選法案提出一覧表(選挙権要件) 『議会制度七十年史』資料編

〔各資料は「第五五回帝国議会衆議院解説」より転載〕
 上記のように分けられるが、まず民間人の場合には
 次のような地位にある人々の被選挙権が奪われていた。
 (1) 明治三二年法 ① 神官及諸宗ノ僧侶又ハ教師
 (2) 明治三三年改正法 ② 神官・神職・僧侶其ノ他諸
 宗教師、 ③ 小学校教員、 ④ 政府ノ請負ヲ為ス
 者又ハ主トシテ政府ノ請負ヲ為ス法人ノ役員
 (3) 大正八年改正法 ⑤ 同前、 ⑥ 同前、 ⑦ 政府ニ対シ
 請負ヲ為ス者及ビ其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行為
 ヲ為ス法人ノ無限責任社員・役員及支配人

(資料7)

大正デモクラシーの形成期と教科書の歴史との関係

[筆者作図]



| 出生率 | 年齢 昭和30年 四月一日 現在 | 使用教科書及び性格、巻頭の句 |
|------------------|---------------------------|--|
| (7) 〃 一〇一四年 | 一六二〇才 | 五期国定教科書(昭和16一〇年) 「アカイ アカイ アサヒ アサヒ」 |
| (6) 〃 昭和29年 | 二二二八才 | 「サイト サイト サクラガ サイト」 (セピア色表紙) |
| (5) 〃 四十四昭和五年 | 二九四三才 | 四期国定教科書(昭和八一五年) (満州事変後ファシズム抬頭期の教科書) 「ハナ・ハト・マメ・マス」(灰白色表紙) |
| (4) 〃 三七四三年 | 四四五一才 | 三期国定教科書(大正七昭和七年) (第一次世界大戦後大正デモクラシー期の教科書) 「イ・エ・ス・シ」(墨色表紙) |
| (3) 〃 三一三六年 | 五二五七才 | 二期国定教科書(明治四三一大正六年) (日露戦争後家族国家倫理に基づく教科書) 「イ・エ・ス・シ」(墨色表紙) |
| (2) 〃 一三三三〇 | 五八七五才 | 一期国定教科書(明治三九一四二年) (資本主義盛期における比較的近代的教育) 「てんしさまをたふとむべし」(「小学修身経」) |
| (1) 明治七一二二年 | 七六一八才 | 検定教科書(明治一九三三六年) (国家統制強化時代の教科書) 「孝は徳のもとなり」(「小学修身書」) |

教科書と世代

(唐澤富太郎博士「教科書の歴史」より)

An Introduction to the Study of the Collapse
of the Taisho Democracy in Modern Japan.

Hiroaki TSUJIMOTO

Summary

We had thought that the Taisho Democracy movement should be use to the moment of importance to form the modern state in Japan, while, we did not success in the Taisho Democracy movement ; the reformal thought in the Taisho Era. That is important and necessary task to make an analysis of the character of the political activity in the moden state in Japan.

This essay is the study to pick up some elements which result from the decline of the Taisho Democracy movement in Japan. The conclusion reached herein may be summarized as follows :

First, one was the Exclusionism which had been held by the Japanese State and the nation. This ism had been expanded step by step on every victory in the war to foreign. Thus, those thoughts had changed to the interdependent relation.

Secondly, who is the responsivility itself of the Taisho Democracy in Japan? This is important terms. The opinions insisted on thus subjects, are legion. In this essay, I proved that they were the intelligenzia at one part in the upper class. Thirdly otherwise other Japanese majority were no judge of the education of Japanese history by the national policy, and the majority had made to cooperate for the purpose of the accomplishment with war effort.